



令和元年10月17日

東京税理士会
会長 西村 新 殿

東京青年税理士連盟
会長 各井 司



東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号
代々木第10下田ビル7階
電話 03 - 3356 - 2916

会計帳簿等の電子データ提出を条件とした新たな融資サービスへの 対応を求める要望書

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当連盟では、掲記の新たな融資サービスにつきまして、個人情報を含む会計帳簿等の電子データを継続的に提供する等、個人情報保護法に抵触するのではないかと懸念しております。

中小企業を支援・擁護する観点から、次の問題に対して、必要があると認められる場合には適切に対応するよう要望します。

1. 新たな融資サービスについて

金融と情報技術が融合したフィンテック分野において、人工知能（AI）などの技術を駆使した新たな融資サービスが始まっています。この新たな融資サービスはAIが将来の預金残高や資金繰りを予測し融資の可否、借入金額及び金利などの条件を試算するとされています。事業実績が乏しい事業者が融資を受けることを可能にすることや融資を受けるまでの期間が短縮できるなどのメリットがあるといわれている一方で、このサービスを受けるためには日々の入出金や発注元など幅広いデータを含む会計帳簿等の電子データの提出を条件とし、審査が可決された場合には以降も会計帳簿等の電子データが継続的に提供されるものとされています。

2. 個人情報保護法について

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）第23条は、個人情報取扱事業者はあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない旨を定めています。クラウド環境下やパッケージ型ソフトで作成した会計帳簿には、取引内容として特定の個人の氏名等の個人情報が記載されていることがあります。電子計算機で容易に個人情報を

検索できることから、これらの会計帳簿は個人情報保護法第2条第3項に定義する「個人情報データベース」に該当し、会計帳簿に記載された個人情報は同条第4項に定義する「個人データ」に該当すると考えられます。

3. 当連盟が考える問題点について

新たな融資サービスの申込者が会計帳簿に記載された個人からあらかじめ同意を得ないで会計帳簿の電子データを第三者である金融機関等に提供した場合、同法第23条に抵触する可能性を否定できないと考えます。この申込者が、会計帳簿に記載された個人からあらかじめ同意を得ることは現実的でなく、申込者に責任が帰属する恐れがあります。

また、審査が可決された場合または契約した場合には会計帳簿が継続的に金融機関等に提供されることから、申込者の意思に反して個人データが提出され続ける危険性があります。

4. 貴会への要望について

当連盟は、貴会に対して、会計帳簿等の電子データ提出を条件とした融資サービスが個人情報保護法に抵触しないかを検証し、必要があると認められる場合には中小企業である申込者を支援・擁護する立場から適切に対応するように要望します。

以上